

「北洋銀行、北海道銀行、北海道及び北海道労働局との働き方改革推進

に係る包括連携協定」について

働き方改革を持続的に進めるためには、労働の質を高め生産性向上を図る必要があることから、道内全域にネットワークを持ち、企業と密接な関係を持つ金融機関との連携を緊密に図ることが重要です。

このため、北海道労働局は、北洋銀行、北海道銀行及び北海道との間で、「**働き方改革推進に係る包括連携に関する協定**」を締結し、協力して働き方改革の推進に取り組むこととしました。

今後、セミナー等の開催における相互協力や、金融機関を通じた北海道や労働局の施策の周知などの取組により、働き方改革が、より一層推進されることが期待されます。

協定締結式(写真)→2ページ目

(平成29年10月31日、北海道庁知事会議室において開催された協定締結式の模様を2ページ目でご案内します。)

- 出席者
北洋銀行 石井純二 頭取
北海道銀行 笹原晶博 頭取
北海道 高橋はるみ 知事
北海道労働局 引地睦夫 局長

働き方改革推進に係る包括連携に関する協定書→3ページ目

協定により想定される連携事項と期待される効果→4ページ目

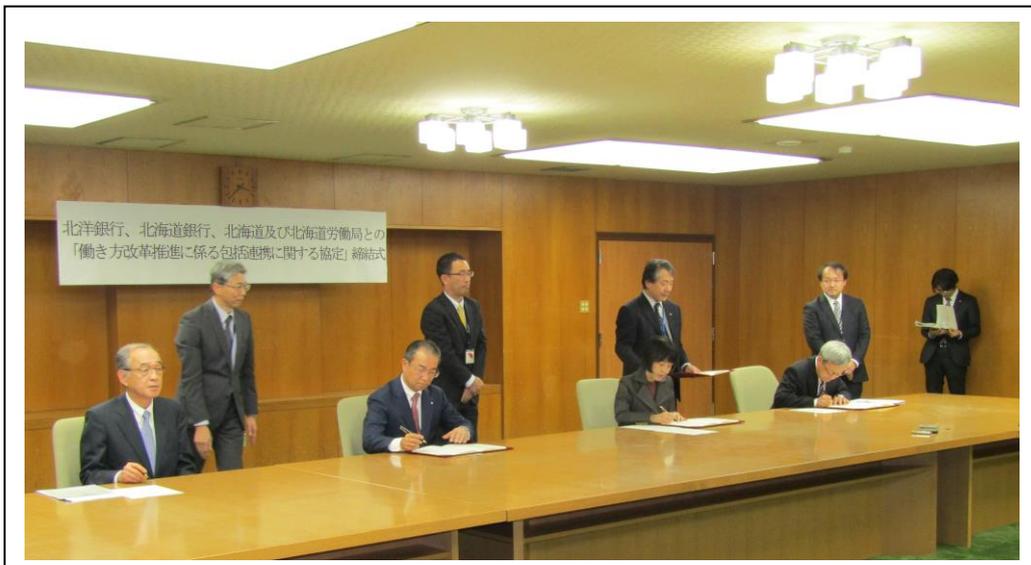
(次の連携事項と、その効果についてご案内します。)

- セミナー等の開催における協力関係
- 店頭・窓口における各種施策の周知広報関係
- ホームページを活用した情報発信関係
- 労働関係助成金等の周知関係

● 協定締結式の模様（平成29年10月31日、北海道知事会議室）



（左から、北洋銀行石井頭取、北海道銀行笹原頭取、北海道高橋知事、北海道労働局引地局長）



（協定書に署名をする様子、左から、北洋銀行頭取、北海道銀行頭取、北海道知事、北海道労働局長）



（協定式が行われた北海道知事会議室の全景）

株式会社北洋銀行、株式会社北海道銀行、北海道及び北海道労働局との
働き方改革推進に係る包括連携に関する協定書

株式会社北洋銀行（以下「甲」という。）、株式会社北海道銀行（以下「乙」という。）、北海道（以下「丙」という。）及び厚生労働省北海道労働局（以下「丁」という。）は、四者の連携強化を図ることで北海道内の働き方改革を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁が密接に連携・協力して、北海道内の地方創生に資する働き方改革を推進することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携・協力する。

- (1) 雇用環境の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進、女性の活躍推進などに関すること。
- (2) 生産性の向上に関すること。
- (3) 職場定着の促進、再就職支援及び人材育成に関すること。
- (4) 上記に係る積極的な取組を行う道内企業の情報発信に関すること。
- (5) 甲、乙、丙及び丁の取組のPRに関すること。
- (6) その他本協定の目的に資すること。

2 甲、乙、丙及び丁は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲、乙、丙及び丁が合意の上決定する。

（協定の見直し）

第3条 甲、乙、丙及び丁のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の解約）

第4条 甲、乙、丙及び丁のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

（疑義への対応）

第5条 本協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年10月31日

甲 株式会社 北洋銀行
取締役頭取

石井 純二

乙 株式会社 北海道銀行
取締役頭取

世原 晶博

丙 北海道
北海道知事

野田 正明

丁 厚生労働省
北海道労働局長

引地 睦夫

北洋銀行、北海道銀行、北海道及び北海道労働局の協定により 想定される連携事項と期待される効果

1 セミナー等の協力関係

北洋銀行及び北海道銀行と、北海道及び北海道労働局が、それぞれ主催する各種セミナーや説明会等において、相互に開催周知や講師派遣等について協力することで、セミナー等の受講者増加、内容充実及び働き方改革に取り組む企業に対する生産性向上に向けた気運の醸成が期待できる。

2 店頭・窓口における各種施策の周知広報関係

北洋銀行及び北海道銀行の店頭、働き方改革に関する相談機関、企業認定及び助成金制度等、北海道及び北海道労働局の施策に関するポスター、パンフレット等資料を置くことにより、来店者や顧客企業の目に触れる機会が増加するとともに、北海道及び北海道労働局の窓口等における北洋銀行及び北海道銀行の働き方改革に関する取組の周知など、周知広報の一層の充実が期待できる。

3 ホームページを活用した情報発信関係

北洋銀行、北海道銀行、北海道及び北海道労働局のホームページを相互に活用し、働き方改革推進に資する情報発信をすることにより、道内企業に対し、より一層の周知が図られることが期待できる。

4 労働関係助成金等の周知等関係

上記セミナーや店頭窓口・融資営業等において労働関係助成金等の周知を行うことにより、助成金等を活用し生産性要件向上に取り組む企業の支援に関する周知広報の一層の充実が期待できる。

5 その他

それぞれの協定事項に関し、当事者間における定期協議の中で具体化を図っていく。